

# 参議院通商産業委員会会議録第四十一号

昭和二十七年六月三日(火曜日)午後三時二十五分開会

出席者は左の通り。

理事

小林英三君

栗山良夫君

中川以良君

山本米治君

加藤正人君

高畠莊太郎君

境野清雄君

西田隆男君

牛島信彦君

松尾泰一郎君

佐枝誠一君

本間俊一君

重宗雄三君

結成安次君

栗山良夫君

小林英三君

栗山良夫君

中川以良君

山本米治君

加藤正人君

高畠莊太郎君

境野清雄君

西田隆男君

牛島信彦君

松尾泰一郎君

佐枝誠一君

本間俊一君

重宗雄三君

結成安次君

栗山良夫君

小林英三君

栗山良夫君

中川以良君

山本米治君

加藤正人君

高畠莊太郎君

境野清雄君

西田隆男君

牛島信彦君

松尾泰一郎君

佐枝誠一君

本間俊一君

重宗雄三君

結成安次君

栗山良夫君

○輸出取引法案(内閣送付)

○航空機製造法案(内閣送付)

本日の会議に付した事件

○政府委員(本間俊一君) 只今議題と相成りました輸出取引法案の提案理由を御説明申上げます。平和條約の前文におきまして、我が國は「貿易及び通商において国際的に平和條約の公正な慣行に従う意思」を宣言しておりますが、国際経済社会に復帰した我が國が広く世界各国と正常な通商関係を恢復し、貿易を拡大していく上には、公正な国際慣行を遵守することが最も肝要であることは申しません。しかしながら我が国もまた、その経済の特殊性からして輸出取引がゆく上には、公正な国際慣行を確立するため輸出業者の協定又は輸出組合の設立を認めることが緊要なります。この法規は、右の目的達成のために不公正な輸出取引を防止すると共に、輸出取引の秩序を確立するために輸出業者の協定又は輸出組合の設立を認められます。

この法規は、右の目的達成のために制定せんとするものでありまして、その主要点は大要次の通りであります。

第一に、仕向国における工業所有権の侵害等の不公正な輸出取引を防止す

○理事(小林英三君) 只今から通商産業委員会を開会いたします。本日は日程にござりますように輸出取引法案並びに航空機製造法案、これを議題といたしまして、先ず輸出取引法案の提案理由の説明を乞うことにいたします。

○政府委員(本間俊一君) 只今議題と相成りました輸出取引法案の提案理由を御説明申上げます。

平和條約の前文におきまして、我が國は「貿易及び通商において国際的に平和條約の公正な慣行に従う意思」を宣言しておりますが、国際経済社会に復帰した我が國が広く世界各国と正常な通商関係を恢復し、貿易を拡大していく上には、公正な国際慣行を遵守することが最も肝要であることは申しません。しかしながら我が国もまた、その経済の特殊性からして輸出取引がゆく上には、公正な国際慣行を確立するため輸出業者の協定又は輸出組合の設立を認めることが緊要なります。この法規は、右の目的達成のために不公正な輸出取引を防止すると共に、輸出取引の秩序を確立するために輸出業者の協定又は輸出組合の設立を認められます。

この法規は、右の目的達成のために不公正な輸出取引を防止すると共に、輸出取引の秩序を確立するために輸出業者の協定又は輸出組合の設立を認められます。

この法規は、右の目的達成のために不公正な輸出取引を防止すると共に、輸出取引の秩序を確立るために輸出業者の協定又は輸出組合の設立を認められます。

この法規は、右の目的達成のために不公正な輸出取引を防止すると共に、輸出取引の秩序を確立るために輸出業者の協定又は輸出組合の設立を認められます。

この法規は、右の目的達成のために不公正な輸出取引を防止すると共に、輸出取引の秩序を確立るために輸出業者の協定又は輸出組合の設立を認められます。

この法規は、右の目的達成のために不公正な輸出取引を防止すると共に、輸出取引の秩序を確立るために輸出業者の協定又は輸出組合の設立を認められます。

この法規は、右の目的達成のために不公正な輸出取引を防止すると共に、輸出取引の秩序を確立するために輸出業者の協定又は輸出組合の設立を認められます。

この法規は、右の目的達成のために不公正な輸出取引を防止すると共に、輸出取引の秩序を確立るために輸出業者の協定又は輸出組合の設立を認められます。

ると共に、その違反者に必要な制裁を課すことになります。

第二に、輸出価格が低いため仕向国

産業の利益を著しく害し、或いは輸出価格が変動し輸出取引の成立が困難となる場合等に限つて輸出品の価格、品質、数量等について輸出業者の協定を認めることになつております。

第三に、民主的な輸出組合の設立を認めまして、その事業として不公正な輸出取引の防止及び輸出業者の共通の利益増進のための業務を行わしめる組合員の遵守すべき基準を決定し得ることといたしましたのであります。

第四に、前に申し述べました輸出業者の協定及び輸出組合の決定については、独占禁止法及び事業者団体法の適用を除外することになつております。

第五に、通商産業省に諮問機関として輸出取引審議会を設置して民間業界の意見を大いにとり入れ本法の運用の円滑を期することになつております。

第六に、この前、前回提案理由の説明を頗るたまつたのでありますですが、今日は要綱につきましての説明を請うことにいたします。

○理事(小林英三君) それではどういふふうに決定をいたします。

○理事(小林英三君) 次は航空機製造法案の、この前、前回提案理由の説明を頗るたまつたのであります。今日は要綱につきましての説明を請うことにいたします。

○政府委員(本間俊一君) それではどういふふうに決定をいたします。

○理事(小林英三君) 次は航空機製造法案の、この前、前回提案理由の説明を頗るたまつたのであります。今日は要綱につきましての説明を請うことにいたします。

申すまでもなく、我が国の航空機工

業は終戦以来七年間完全な空白状態に

置かれていたのであります。平和條

約の発効に伴い、且つは最近の国際情

勢の影響もあります。そのため、再建の氣

運が頓に濃化致して居ります。勿論こ

の工業は素材、部品、設備品等極めて

多岐に亘る関連産業部門の緊密なる協

約によって構成せられる。ピラミッド

の頂点に位する典型的な総合機械工業

でありまして、設備、技術、素材等各

方面を通じ、最高度の水準を要求せら

れるものであります。一口に再建と申しましても容易な事ではありません。

が、過去において世界屈指の地位にあ

りました事実は再建の土台となり得るものでありますし、この工業の発達は同時に広汎なる関連産業部門の発達を促すものであります。この工業の再建は国家的にも是非とも成し遂げねばならぬことと存ずるのであります。そのためには当面立ち遅れた生産技術の向上を図ることによりまして、航空機の性能を確保することが絶対的に必要であります。しかし、本法案はこの点について必要な措置を行おうとするものであります。

先ずこの法律において「航空機」と同じである航空法に規定する「航空機」と同じである「航空機」をいい、又航空機用機器とは、航空機用原動機、航空機用プロペラ等のはかローター、降着装置

その他の機器等を御可決してお

ります。この目的は第一條にあります

通り、航空機及び航空機用機器の生産

技術の向上を図ることにより、これら

の性能を確保し、併せて航空機工業の健全な発達に資するにあります。

よつて指定いたしたいと考えております。

す。以下この法律案の内容の大略を申述べます。

### 第二章 (製造等の事業)

には、航空機工業の再建は前述の通り官民緊密に協力して当るべき難事業でありますので国家としては航空機工業の実態と事業の届出制を採用いたしております。

次に第三章(航空機)には、一定の航空機を多数製作いたします場合その品質、性能確保上極めて重要な要素であります關係上その製造又は修理の設備方法等につきまして航空機の場合と同様一定の生産技術上の基準に適合するかどうかを国家が検査いたし、合格した設備及び方法によりまして製造せしむる制度を採用いたして居ります。

尙航空機用機器を製造する場合にはあらかじめ国家が承認された型式というものがありませんので、先ず設計を審査し、以後製造過程につきまして一定の生産技術上の基準に適合するかどうかを検査して合格の場合製造証明書を発行して機器の取引に添付せしめる一方この国家検査に不合格となつた機器は航空機の製造又は修理に使用してはならないことにいたしまして優秀な性能の航空機の確保を図ることいたしました。この点で機器の製造証明は航空機の製造確認と若干扱を異にいたしております。

次に第五章(航空工場検査官及び航空工場検査員)には、以上の国家検査には担当特殊な技能を必要とし又航空法の規定により航空法に基く安全性検査も通産省職員が行う必要があります。

の航空工場検査官を置くこと及び事務の簡素化及び迅速化を図るために協力して当るべき難事業でありますので国家としては航空機工業の実態と事業の届出制を採用いたしておりま

す。以下この法律案の内容の大略を申述べます。

### 第二章 (製造等の事業)

には、航空機の再建は前述の通り官民緊密に協力して当るべき難事業でありますので国家としては航空機工業の実態と事業の届出制を採用いたしておりま

す。以下この法律案の内容の大略を申述べます。

### 第六章 (雑則)

においては、この法律の施行に必要な限度において、航空機又は航空機用機器の製造又は修理をする者に対し、必要な報告を求めたり

する者に対し、必要な報告を求めたり

な関連があげますので本法案と航空法の関係について一言附言いたします。

航空法のこの部分は専ら航空機の安全の確保の見地から規定を設けておりますのに対し、航空機製造法は優秀な性能の航空機及び航空機用機器を如何にして生産せしめるかという見地からその生産過程を主たる対象と致しておりますのでこの点に重要な相異があります。

又航空法が日本に国籍を有する民間航空機を対象いたしますのに対しまして、本法案の対象は遙かに広い視野から日本において生産されるすべての航空機を対象として考えております点も両法案がそれまでの目的から生ずる当然の差異と考えます。両法案は国内で用いられる航空機の検査といふ点では密接な関係に立つものでありますので、運用の面におきましては両者互に連絡を密にし、例えば検査の基準等は共同省令とし、或は工程検査の検査官を一元化する等二元行政の弊を避ける

下出て来て貢つて最近における日本の輸出の方針なり何なりをお聞きして、

それに対する質疑をしてからこの輸出

取引法案に入るほうが筋道じやないか

ところですが現情

じやないかと思うのですが、そ

ういうふうに一つ委員の各位にお取計い

願つて適当にお願いしたいと思いま

す。

○理事(小林英三君) 只今境野君からお聞きの通りの御意見がありまして、

取引法案に入れるほうが筋道じやないか

ところですが現情

じやないかと思うのですが、そ

ういうふうに一つ委員の各位にお取計い

願つて適當にお願いしたいと思いま

す。

○理事(小林英三君) 只今境野君からお聞きの通りの御意見がありまして、

取引法案に入れるほうが筋道じやないか

ところですが現情

じやないかと思うのですが、そ

ういうふうに一つ委員の各位にお取計い

願つて適當にお願いしたいと思いま

す。

○理事(小林英三君) 如何いたしま

す。

○理事(小林英三君) お聞きの通りの御意見がありまして、

取引法案に入れるほうが筋道じやないか

ところですが現情

じやないかと思うのですが、そ

ういうふうに一つ委員の各位にお取計い

願つて適當にお願いしたいと思いま

す。

○理事(小林英三君) お聞きの通りの御意見がありまして、

取引法案に入れるほうが筋道じやないか

ところですが現情

じやないかと思うのですが、そ

ういうふうに一つ委員の各位にお取計い

願つて適當にお願いしたいと思いま

す。

○理事(小林英三君) なお通産省設置法案の内閣委員会との連合委員会につきましては明日午前十時にこれを開きました。

おきましてその提案で聽取することができると思いますが、如何ですか。

○理事(小林英三君) それでは本日の委員会はこれにて散会いたします。

午後三時四十分散会